

## 桑名市窓口等タブレット端末及びモバイルデータ通信利用に関する仕様書

### 1. 業務名

桑名市窓口等タブレット端末及びモバイルデータ通信利用

### 2. 目的

窓口業務等の効率化のため、必要となるタブレット端末等とモバイルデータ通信の利用契約を行う。

### 3. 納品期限

令和4年5月31日までに各種設定を完了したタブレット端末等を納品すること。

### 4. 利用期間

納品翌月の利用開始月から36ヶ月とする。

### 5. 納品場所

三重県桑名市中央町2丁目37番地 桑名市役所 デジタル推進課 (4階)

### 6. 業務内容

本業務は上記の目的を達成するため、以下に示す仕様を満たすタブレット端末等とモバイルデータ通信を提供すると共に運用サポートを実施すること。契約は利用契約形式とし、契約別に端末レンタル料・通信費・MDM利用料については月額払い、初期の設定手数料(タブレット端末を当市の既存MDMの管理下に設定する費用を含む)は初月に一括払いとする。

#### 【タブレット端末仕様】

|        |   |
|--------|---|
| 機種     | iPad Wi-Fi+cellular モデル (第9世代以降)              |
| 搭載OS   | iPadOS 15以降                                   |
| CPU    | A13 Bionic チップ Neural Engine 以上               |
| 容量     | 64GB 以上                                       |
| ディスプレイ | 10.2インチ<br>Retina ディスプレイ (2,160×1,620ピクセル) 以上 |
| 通信方法   | 4G LTE 以降                                     |
| 最大通信速度 | 下り 838Mbps 以上/上り 46Mbps 以上                    |
| 付属品    | 充電ケーブル・電源アダプタ                                 |

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| Wi-Fi (対応規格、周波数) | IEEE802.11 a/b/g/n/ac              |
| カメラ              | 背面及びディスプレイ側、<br>共に有効画素数 800 万画素 以上 |
| 提供台数             | 20 台                               |

#### 【モバイルデータ通信】

- ①端末 1 台に対して 1 ヶ月あたり、LTE 通信で 50GB 以上のデータ通信量を定額で利用できること。
- ②契約期間中でもデータ通信量を変更できること。
- ③契約期間中に契約を解除する場合に発生する違約金は契約期間中、一定であること。  
なお、タブレット端末のレンタルサービス料は除く。
- ④インターネット及びメール等を利用するために必要なプロバイダ契約を含めて提供すること。

#### 【初期設定】

以下の初期設定を実施すること。

- ①初期設定に必要な事項は当市と協議の上、設定すること。
- ②設定作業前にスケジュール・役割・タスク等が記載されている WBS (Work Breakdown Structure) を作成し、当市と協議をすること。
- ③出荷時のデフォルトの設定から当市指定の初期設定に変更した際の変更内容がわかるような端末ごとの設定シート及び指定するメールアドレス(キャリアメール等)・ID・パスワードについての一覧を作成し、指定するメールアドレス(キャリアメール等)・ID・パスワードを登録・設定すること。なお、設定シート等を一覧化することも可能とする。
- ④当市が指定する全ての機能・アプリケーションのインストール・ホーム画面・ブックマーク等の設定を行うこと。
- ⑤当市が準備する無線 LAN アクセスポイントの設定情報を登録し、Wi-Fi が接続可能か確認できること。  
無線 LAN アクセスポイント (FURUNO SYSEMS ACERA1210)
- ⑥利用者マニュアル(関係サービスが支障なく利用できるもの)と管理者マニュアル(権限の管理等に必要な事項が記載されたもの)を作成すること。

#### 【MDM およびセキュリティ】

タブレット端末を当市の既存 MDM の管理下に設定すること。なお、既存 MDM の設定資料は落札後に提供する。

### 【保守】

- ①タブレット端末の利用またはトラブルに関する問い合わせに対応すること。なお、紛失・盗難時は24時間365日対応すること。
- ②タブレット端末紛失及び盗難時は当市からの連絡を受付け、利用状況の監視、遠隔によるロック・利用中断・初期化の対応を行うこと。
- ③タブレット端末が故障した場合、利用者の過失の有無に関わらず、修理または代替機への交換を無償で行うこと。なお、代替機については本仕様の要件で提供を行うこと。なお、端末設定作業は除く。
- ④タブレット端末を紛失した際は6カ月に1回であればSIMの再発行手数料を除く端末を無償で提供すること。なお、提供機については本仕様の要件で提供を行うこと。なお、端末設定作業は除く。
- ⑤故障機の返却については着払い伝票や梱包材などを送付すること。
- ⑥モバイルデータ通信回線の利用中断・再開ができること。

### 【請求及び支払い】

毎月の利用料の支払いは、利用期間の開始月からとし、受注者が毎月、月末以降の適法な請求書等をもって利用料を契約毎に請求するものとする。

### 【その他】

- ①本業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。
- ②本業務の一部を代理店等に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面をもって当市へ申請し承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して代理店等に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ③本仕様書に定めのない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は当市に報告し協議の上、実施すること。